



県域社会福祉団体配分事業配分要領(令和4年度実施事業)

全国共通配分テーマ 「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない」

配分の趣旨	<ul style="list-style-type: none">・台風や豪雨等の自然災害による被害や、新型コロナウイルス感染拡大による影響を受け、地域の生活課題が長期化、深刻化していくことが強く憂慮される事態となっています。・令和2年度は、県内の10団体が配分決定を受けて、令和3年度それぞれの地域において、じぶんの町を良くするため、さまざまな課題を解決するための活動に取り組んでいます。・長野県共同募金会では、昨年度に引き続き、地域のさまざまな課題を解決する活動や持続可能なまちづくりの活動に取り組む団体を応援するため、公募配分を実施します。
実施主体	社会福祉法人長野県共同募金会
配分対象団体	広域で社会福祉を目的とする事業及び公益を目的とする事業を行う民間の非営利団体(福祉団体、ボランティア・NPO団体等)が対象です。
配分対象事業	<ul style="list-style-type: none">・令和4年度実施事業(令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金))が対象です。・地域住民と連携した公的制度では対応できない福祉サービス・福祉活動、福祉施設の機能を活用した福祉サービス・福祉活動、地域福祉推進のための各種啓発・講演・研修等の事業、関係団体と連携した地域課題の解決を図るための事業などが対象です。また、保健、医療、教育などに関する事業でも、福祉領域と重なる分野であれば対象となります。・新型コロナウイルス感染下の福祉活動を応援するため、フードバンクや子ども食堂等の食支援、居住支援や居場所づくり、相談支援の活動など、いのちをつなぐ支援活動や日常生活に困難を抱える人の支援活動(つながりをたやさない支援活動)も対象となります。※配分対象例示参照・同じ事業への配分は原則3年が限度ですが、特に必要と認められた場合は2年に限り配分の延長ができます。この場合4年目の配分率は50%以内で、配分額は30万円を限度とし、5年目の配分率は30%以内で、配分額は10万円を限度とします。
配分率・配分額	配分率は配分対象事業に直接必要とする経費の75%以内、配分額は1事業50万円を限度とします。
配分対象外経費	次の(1)から(5)に関する経費は、配分の対象外となります。 (1) 申請者の組織運営及び管理事務に係る経費 (2) 全国大会や研修会等に参加するための経費 (3) 飲食経費(生活支援としての食事提供等は対象とします。) (4) 宿泊経費(宿泊体験を主目的とする事業は対象とします。) (5) 介護保険事業に係る経費
募集期間	令和3年9月1日(水)から11月30日(火)まで(郵送の場合は、当日消印有効です。)
申請方法等	配分を希望する場合は、受付期間内に申請書を電子メール又は郵送により長野県共同募金会にご提出ください。申請書様式は、本会ホームページから取得できます。 〒380-0871 長野県長野市西長野143-8 長野県自治会館2階 電話 026-234-6813 電子メール nkyobo@akaihane-nagano.or.jp ホームページ https://www.akaihane-nagano.or.jp/
配分決定等	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和3年度募金実績額の大きな変動が予想されます。本年度の募金実績額に基づき、令和4年3月(予定)の配分委員会において申請書等に基づき審査を行い、理事会及び評議員会において募金実績に基づき配分先及び配分額が決定される予定です。



【参考資料】

県域社会福祉団体公募配分 配分対象例示

新型コロナ感染下における活動の例示です。コロナ禍における活動の創意工夫や新たな取組みなど、いのちをつなぐ支援活動や日常生活に困難を抱える人の支援活動(つながりをたやさない支援活動)も配分の対象となります。

(対象活動の例示)

相談支援活動	DV・虐待に関する相談支援／子ども・若者の相談支援／就労・生活維持に関する相談支援 など
居場所支援活動	DV・虐待被害者へのシェルター提供／子ども・若者の居場所提供／失職した人の居場所提供 など
居住支援活動	生活困窮者等への居住支援／児童福祉施設退所者への居住支援／DV・虐待被害者への居住支援 など
学習支援活動	子ども・若者への対面・オンラインでの学習支援／就労に関する学習支援／人権に関する学習支援 など
外国ルーツ支援活動	外国ルーツの人への生活支援／外国ルーツの人への学習・語学支援／多文化共生の理解促進 など
生活支援活動	生活困窮者等への生活必需品の提供／失職した人への就労支援／継続的な見守りや心のケア など
食支援活動	フードバンクの活動／フードパントリーの活動／食事の提供支援／食料・食事の配送支援 など
中間支援活動	活動する団体の場づくり／活動する団体の研修等／情報の受発信(ポータルサイト開発等) など
その他の支援活動	上記に該当しない緊急的な支援活動、地域での意識啓発活動(シトラスリボン、福祉教育等) など

(対象経費の例示)

・感染防止のための衛生備品の購入経費(飛沫防止パーティション、非接触型体温計、消毒噴霧器、空気清浄機、フェイスシールド等)	
・活動(事業)に係るオンライン化に必要な環境整備の経費	
・スタッフ等の研修会や技術指導等に係る講師・アドバイザーの謝金、旅費等の開催経費	
・活動(事業)に係る食材や消耗品・備品の購入経費	
・参加したボランティアの交通費(実費)	
・活動(事業)に使用した会場、部屋、資機材等の賃借料	
・活動(事業)拠点等で使用した光熱水費、通信費	
・食品、弁当、生活必需品の配送費(ガソリン代等)	
・活動(事業)に係るボランティア行事用保険料	
・活動(事業)の広報周知や連絡等に使用した通信費、印刷費	
・上記以外の助成対象活動(事業)の実施に係る経費	





スマホからも、
募金できます。



あなたと私は、 赤い羽根でつながっている。

「あの人」を支えたい。困ったときはお互いさまだから。

その小さな思いが、街角から、ネットから、地域の住民から集まってくる。

意志あるお金は「あの人」を支えるための力となる。募金をする人、活動をする人、支えられる人。

みんな、赤い羽根でつながっているのですね。

意志あるお金、募金のチカラ。

赤い羽根共同募金

